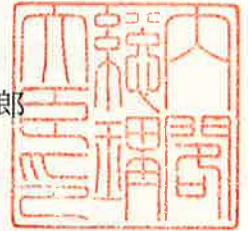




府益担第24号
府益第37号
平成29年1月16日

公益社団法人瓊林会
代表者 田中 健一 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



公益認定等委員会
委員長 山下 徹



貴法人の運営組織及び事業活動の状況に
関する立入検査の実施について（通知）

標記について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づく立入検査を実施することとしましたので、通知します。

については、下記事項を御参照のうえ、適切に御対応いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 検査実施日時
平成29年2月10日（金）午前9時から午後4時まで
- 2 検査実施場所
長崎県長崎市片淵四丁目2番1号長崎大学経済学部内
（公益社団法人瓊林会の主たる事務所）